

宮崎市パートナーシップ宣誓制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一人一人が尊重され、生き生きと暮らせる共生社会の確立を目指す「第五次宮崎市総合計画」と、性別にかかわらずひとりひとりが輝き思いやりのあるまちを基本理念とする「第2次宮崎市男女共同参画基本計画（改訂版）」に基づき、パートナーシップの宣誓に係る取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「性的少数者」とは「結婚や恋愛は異性が対象」「身体の性別と心の性別は一致する」など今まで一般的・典型的と考えられてきた性のあり方に当てはまらない者をいう。

2 この要綱において、「パートナーシップ」とは互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約した、一方又は双方が性的少数者である2人の者の関係をいう。

3 この要綱において、「宣誓」とはパートナーシップにある者同士が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを宣誓することをいう。

(宣誓の対象者の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 双方が、民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。

(2) パートナーシップの宣誓をしようとする2人の一方又は双方が市内に住所を有し、又は市内への転入を予定していること。

(3) 配偶者がいないこと及び宣誓をしようとする相手以外の者と宣誓をしていないこと。

2 民法（明治29年法律第89号）第734条及び第735条の規定は、パートナーシップの宣誓について準用する。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、揃って地域振興部文化・市民活動課職員の面前においてパートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、次の各号に掲げる全ての書類を添えて市長に提出するものとする。この場合において、当該宣誓をしようとする者の一方又は双方が自ら宣誓書に記入することができないと市長が認めるときは、これを代筆させることができる。

(1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書

(2) 現に婚姻をしていないことを証明する書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定により宣誓を行った2人の双方が市内に住所を有しない場合は、宣誓後1月以内に、本市に転入後の住民票の写し又は住民票記載事項証明書を市長に提出するものとする。

3 宣誓をしようとする者が本人であるかどうかの確認方法については、戸籍法（昭和22年法律第224号）第27条の2第1項の規定の例による。

(通称名の使用)

第5条 宣誓をしようとする者は、性別違和等市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書において通称名を使用することができる。

(受領証の交付)

第6条 市長は、第4条第1項の規定により宣誓がなされた場合において、当該宣誓をした者が要件を満たしていると認めるときは、当該者に対し、パートナーシップ宣誓書受領証(様式第2号。以下「受領証」という。)に宣誓書の写しを添えて交付するものとする。ただし、市内に住所を有していない2人が宣誓した場合においては、第4条第2項に定める書類の提出後に受領証及び宣誓書の写しを交付するものとする。

2 前条の規定により通称名を使用したときには、戸籍に記載されている氏名(外国人等の場合には、これに準ずるもの)を受領証(裏面)に記載するものとする。

(受領証の再交付)

第7条 前条の規定により受領証の交付を受けた者(以下「宣誓者」という。)は、当該受領証を紛失、毀損、又は汚損したときや、氏名・住所の変更等再交付が必要と認められるときは市長に対し、パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書(様式第3号。以下「再交付申請書」という。)を提出することにより、受領証の再交付を受けることができる。

2 市長は、前項の規定により再交付申請書の提出を受けたときは、受領証を再交付するものとする。

(受領証の返還)

第8条 宣誓者は、次のいずれかの場合に該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証返還届(様式第4号)に第6条の規定により交付を受けた受領証を添えて市長に返還しなければならない。

- (1) 当事者の意思によりパートナーシップが解消された場合
- (2) 新たに婚姻やパートナーシップの宣誓をする場合
- (3) 双方が本市外に転出した場合

(他の地方自治体との連携協定)

第9条 宣誓者は、宮崎市と連携協定を締結している地方自治体(以下「連携地方自治体」という。)へ転出する場合であつて、継続してパートナーシップ宣誓制度に類する制度を利用しようとするときは、パートナーシップ宣誓情報引継ぎ申出書(第5号様式。以下「情報引継ぎ申出書」という。)を市長に提出することができる。

2 市長は、前項の規定により情報引継ぎ申出書が提出されたときは、速やかに情報引継ぎ申出書の写しを、転出先の地方自治体の長に送付するものとする。

3 情報引継ぎ申出書により、連携地方自治体の長から市長に宣誓情報の引き継ぎがあつた場合は、当該申出者は市長に宣誓したものとみなす。

4 前項の場合において、市長は、申出者2人の住民票の写し又は住民票記載事項証明書の提出を受け、受領証を交付する。

5 市長は、宣誓者が連携地方自治体へ転出する際に、パートナーシップ宣誓情報引継ぎ申出書を提出した場合は、前条の規定に関わらず、受領証が返還されたものとみなす。

(市民及び事業者への周知)

第10条 市長は、市民及び事業者がこの要綱の規定に基づいて行われた宣誓の趣旨を理解し、その社会活動の中で最大限に尊重され公平かつ適切な対応を行うよう、周知啓発に努めるものとする。

(宣誓書の保存)

第11条 市長は、宣誓書を30年間保存するものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は令和元年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和4年4月1日から施行する。